

手続き窓口のご案内

問合せ 下京区総合庁舎

☎371 7101(各課共通)

住所が変わったときの主な届出

届出の種類	内容	届出期限	手続きに必要なもの	手続き窓口
転 出 届	市外へ転出	転出の日まで	印鑑	市民窓口課
	市外から転入		印鑑・前住所地の転出証明書	
転 入 届	市内の他の区へ住所変更	住所を定めた日から14日以内	印鑑	新 住 所 地
	区内で住所変更			市民窓口課
外国 人 登 録	住所の変更		外国人登録証明書	新 住 所 地
印 鑑 登 録	市外へ転出	転出届で、自動的に転出予定日から廃印。新住所地で登録申請		新 住 所 地
	市外から転入	登録する印鑑	本人であることを証明できる書類（運転免許証・パスポートなど） 本人以外が登録申請するときは委任状	市民窓口課
	市内の他の区へ住所変更			
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 職場の健康保険などに加入したとき・やめたとき 生活保護が開始・廃止されたとき 市外から転入・市外へ転出 住所や氏名が変わったときなど 	14日以内	国民健康保険被保険者証 職場の健康保険証・保険の切れた証明 生活保護の開始・廃止通知書 本人であることが確認できる書面（運転免許証・外国人登録証明書など）	保険年金課
国 民 年 金	<ul style="list-style-type: none"> 市外から転入したとき 職場の年金などに加入したとき・やめたとき など 		年金手帳 印鑑 職場の年金に加入・やめた証明書	
介 護 保 険	市外へ転出	14日以内	受給資格証明書	新 住 所 地
	市内の他の区へ住所変更	住民票などの届出のあとで	介護保険被保険者証	新 住 所 地 長寿社会課
原動機付自転車の申告 (125cc以下のバイクなど)	新規取得・譲り受け 市外から転入	なるべく早く	印鑑・販売確認書・廃車証明書	市 民 税 課
	廃車・譲渡・市外へ転出 市内の他の区へ住所変更	転出の日まで なるべく早く	印鑑・ナンバープレート	新 住 所 地
老人保健・福祉医療(老人医療・母子家庭等医療・障害者医療)重障老人健康管理費	市外へ転出	転出の日まで	老人保健医療受給者証・敬老乗車証・福祉医療費受給者証・身体障害者手帳・重障老人健康管理事業対象者証(シール)	福 祉 課
	市外から転入	移転後すぐに	印鑑・健康保険証・身体障害者手帳・所得証明書(福祉医療費)・戸籍謄本(母子医療)	
	市内の他の区へ住所変更		印鑑・健康保険証と市外転出と同じものを持って新住所地で届出	
児童手当・乳幼児医療	市外へ転出	転出の日まで	乳幼児医療費受給者証	福 祉 課
	市外から転入	移転後15日以内	印鑑・健康保険証・所得証明書(児童手当)・申請者名義の銀行口座	
乳幼児健診など	市内の他の区へ住所変更		印鑑・健康保険証・乳幼児医療費受給者証	
	3歳3か月以下のお子どもがおられる家庭は、住所変更の際は必ず保健所へ届け出てください。届出がないと、乳幼児健診など個別のお知らせが届かなくなります。			下京保健所 新 住 所 地

証明書などの発行

	証明書などの種類	手続きに必要なもの	手続き窓口
住民票に関するもの	住民票の写し・住民票記載事項証明・登録原票記載事項証明	代理人が請求する場合は、委任状などが必要	市内区役所・支所の市民窓口課・出張所・証明書発行コーナーで市内の住所地すべてを発行
	印鑑登録証明	印鑑登録証	
戸籍に関するもの	戸籍謄本(全員)・戸籍抄本(一部)・戸籍記載事項証明・除籍謄本・除籍抄本・戸籍附票の写し・受理証明	代理人が請求する場合は、委任状などが必要	本籍地のある市区町村(市内は区役所・支所・出張所) 受理証明は届け出た窓口
税証明に関するもの	所得証明・課税証明・評価証明・納税証明(市・府民税) 納税証明(法人市民税) 納税証明(固定資産税)	印鑑 本人であることを確認できる書面(運転免許証など) 納税通知書(住宅用家屋証明を除く)	市内区役所・支所の市民窓口課・出張所・証明書発行コーナーで市内の住所地に関係なく発行
	納税証明(軽自動車税) 住宅用家屋証明	軽自動車税継続検査用証明の手続きには必要なものではありません。	市民税課(住宅用家屋証明は家屋所在地の区役所・支所)